

授業科目名 (英訳)	民法／民法研究 Civil Law				担当者所属 職名・氏名	法学研究科 教授・山本 豊					
配当学年	1・2・3 回生	単位数	4	開講年度 開講期	H27 通年	曜時間	火/2	授業形態	講義	使用言語	日本語
〔授業の概要・目的〕											
広い意味での債権法に関する最近の立法動向及びモデル準則を比較検討することを通じて、日本、中国、ヨーロッパにおける債権法の先端的状況を理解する。											
〔到達目標〕											
日本、中国、ヨーロッパにおける債権法の先端的状況につき正確で幅広い知識を獲得するとともに、外国法の専門文献を読解し、比較法的に分析する能力を涵養する。											
〔授業計画と内容〕											
(全 28 回)											
現在進行中の日本における民法（債権法）改正の動向を、ヨーロッパ共通参照枠草案（Draft Common Frame of Reference, DCFR）及びヨーロッパ共通売買法提案（Proposal for a Regulation on a Common European Sales Law）などヨーロッパにおけるモデル法や中国契約法の規律内容などと比較対照することにより、比較法的に位置づけ、私法の現代化の動きについて討議する。あわせて、DCFR の解説など外国法の専門文献を的確な日本語の文章に翻訳するための訓練を行う。											
授業は日本語で行うが、授業のレベルを維持するため、授業への参加に当たっては、少なくとも、①日本民法又は中国契約法についての基礎知識を有していることと、②法律英語を読んで日本語に正しく訳すことを苦にしないことが求められる。											
〔履修要件〕											
上の欄に記載のとおり											
〔成績評価の方法・観点及び達成度〕											
平常点評価											
〔教科書〕											
使用しない											
〔参考書等〕											
『民法（債権関係）の改正に関する要綱試案』（本資料は法務省ウェブサイトからダウンロード可能である。）											
商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案に関する補足説明』（商事法務）（本資料は法務省ウェブサイトからダウンロード可能である。）											
クリスティアン・フォン・バルほか編（窪田充見ほか監訳）『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則』（法律文化社）											
内田貴監訳『共通欧州売買法（草案）（別冊NBL no.140）』（商事法務）											
〔授業外学習（予習・復習）等〕											
各回の授業で取り上げるテーマにつき、日本、中国、ヨーロッパにおける債権法の状況を調査して授業に臨むことが期待される。											
〔その他（オフィスアワー等）〕											
特定の曜日・時間をオフィスアワーとして設定することはないが、学習上の相談には随時対応する。 ※オフィスアワー実施の有無は、KULASIS で確認してください。											